

広島県告示第五百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

所在 地	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	一 六 四 一 〇 〇
広島県広島市安佐南区緑井町地内	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
表 区 域 示 の	表 区 域 示 の	区域の名称	次の図のとおり
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土 砂 災 害 警 戒 区 域	区域の名称	一 六 四 一 〇 〇
土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
号三律の土戒定第区域の年施推砂区する条第二示で政行進災域等に砂防に害に砂災項及定令令に關防に砂害に之規法策にび定め第八平する事十成る對ける警規法項四十法策にび	号三律の土戒定第区域の年施推砂区する条第二示で政行進災域等に砂防に害に砂災項及定令令に關防に砂害に之規法策にび定め第八平する事十成る對ける警規法項四十法策にび	号三律の土戒定第区域の年施推砂区する条第二示で政行進災域等に砂防に害に砂災項及定令令に關防に砂害に之規法策にび定め第八平する事十成る對ける警規法項四十法策にび	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。